

## 伊勢原市有害鳥獣対策協議会第一種銃猟免許取得費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による生活被害及び農作物等被害の対策として、有害鳥獣を捕獲するための従事者を確保するため必要な資格である鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第39条第2項に規定する第一種銃猟免許(以下「銃猟免許」という。)の取得に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 伊勢原市内に住所を有するもの
- (2) 市税等の滞納がない者
- (3) 銃猟免許の取得後、1年以内に公益社団法人神奈川県猟友会伊勢原支部に入会が見込める者

(補助金対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、公益社団法人神奈川県猟友会が実施する狩猟免許取得のための準備講習会受講料、猟銃免許取得に係る申請手数料、医師の診断書料及びその他会長が認めるものとする。

2 補助金の額は、上限2万円とする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、銃猟免許を取得した日から起算して3か月以内に、伊勢原市有害鳥獣対策協議会第一種銃猟免許取得費等補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、会長へ提出しなければならない。

- (1) 新規取得した狩猟免状の写し
- (2) 補助金対象経費に係る領収書の写し
- (3) 市内在住であることを証明する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請があり、審査の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市有害鳥獣対策協議会銃猟免許取得費等補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により通知を受けた者は、伊勢原市有害鳥獣対策協議会第一種銃猟免許取得費等補助金交付請求書(第3号様式)を会長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 補助金の交付を受けた者で次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、会長は補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に定める事項に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年度伊勢原市有害鳥獣対策協議会第一種銃猟免許取得費等補助金  
交付申請書

年 月 日

伊勢原市有害鳥獣対策協議会長 殿

住所又は  
所在地

申請者名称及び  
氏名

年度伊勢原市有害鳥獣対策協議会第一種銃猟免許取得費等補助金の交  
付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 新規取得した狩猟免状の写し
- (2) 補助金対象経費に係る領収書の写し
- (2) 市内在住であることを証明する書類
- (3) 前号各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた書類

第2号様式（第5条関係）

年度伊勢原市有害鳥獣対策協議会第一種銃猟免許取得費等補助金  
交付決定通知書

住所又は  
所在地

申請者名称及び  
氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市有害鳥獣対策協議会第一種銃猟免許取得費等補助金については、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市有害鳥獣対策協議会長 印

補助金交付決定額 円

第3号様式（第6条関係）

年度伊勢原市有害鳥獣対策協議会第一種銃猟免許取得費等補助金  
交付請求書

年 月 日

伊勢原市有害鳥獣対策協議会長 殿

住所又は  
所在地

請求者名称及び  
氏名

交付決定のありました伊勢原市有害鳥獣対策協議会第一種銃猟免許取得費等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

1 交付決定額 円

2 今回交付請求額 円

3 未交付額 円

4 添付書類

- (1) 伊勢原市有害鳥獣対策協議会第一種銃猟免許取得費等補助金  
交付決定通知書の写し
- (2) 補助金の入金を希望する口座の通帳の写し
- (3) 会長が必要と認めた書類